

羽村市教育委員会告 25 号

羽村市学校給食代替費保護者負担軽減事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

を公表する。

令和 8 年 6 月 18 日

羽村市教育委員会

教 育 長 儘 田 文 雄



羽村市教育委員会要綱第 11 号

羽村市学校給食代替費保護者負担軽減事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

羽村市学校給食代替費保護者負担軽減事業補助金交付要綱の一部を改正
する要綱

羽村市学校給食代替費保護者負担軽減事業補助金交付要綱（令和7年羽生学発第3087号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「270円」を「316円」に改め、同項第2号中「280円」を「330円」に改め、同項第3号中「290円」を「340円」に改め、同項第4号中「340円」を「400円」に改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第6条関係）
様式第2号（第6条関係）

第 年 月 日

郵便番号
住所
氏名

様

羽村市長

羽村市学校給食代替費保護者負担軽減事業
補助金交付（不交付）決定通知書

先に申請のありました上記補助金について、羽村市立学校給食代替費補助金
交付要綱第6条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付

（1）対象児童生徒

児童名生徒名	在籍校	年・組	備考

（2）補助算定期間 年 月 日～ 年 月 日

（3）補助金の額及び支給時期

2 不交付（理由）

【問合せ】

羽村市教育委員会 部 課 係

TEL：042-555-1111 内線番号

付 則

この要綱は、令和 8 年 6 月 1 8 日から施行し、令和 8 年 4 月以後の弁当対応について適用する。